

登園許可書の提出は必要ありませんが、医師の診察を受け「罹患報告書」を提出してください。

	疾患名	出席停止期間の基準	登園許可書	備考
その他の感染症	溶連菌感染症	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	ウイルス性肝炎 (A・B・C型)	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可能 B C型肝炎の無症状病原体保有者(キャリア)は登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	感染性胃腸炎 (流行性おう吐下痢症)	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	ヘルパンギーナ	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	伝染性紅斑(りんご病)	紅斑出現時は元気がよければ登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	手足口病	食事ができて元気があれば登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	頭しらみ	駆除に努めながら登園可能	不要	医師の診察を受け、1回は駆除を受けること
	伝染性軟属腫 (水いぼ)	合併症がなければ登園可能	不要	化膿したり、かゆみが強い時は治療を受けること
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	感染の恐れがないと認めるまで (確実にガーゼで覆い接触感染を防ぐこと)	不要	広範囲の時は登園不可 医師の診察を受け許可を得ること
	突発性発疹症	解熱後元気であれば登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症	下痢が軽減すれば登園可能 ただし、菌の排出は長く続くので注意	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症	発熱、咳などの症状が安定し全身状態のよいものは登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	急性細気管支炎 (RSウイルス感染症など)	発熱、咳などの症状が安定し全身状態のよいものは登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復したものは登園可能	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス、歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能(発熱、全身性の水疱がある場合は欠席が望ましい)	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	帯状疱疹	適切に被覆してあれば登園可能であるが、すべての皮疹が痂皮化するまで欠席するのが望ましい(保育園児は水痘の免疫のない児が多いため)	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	疥癬	通常疥癬は治療を始めれば登園可能 角化型は治癒するまで欠席が望ましい	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	カンジダ感染症	出席停止の必要はないが、他の児と接触しないようにする	不要	医師の診察を受け許可を得ること
	白癬感染症 トングランス感染症	出席停止の必要はない	不要	医師の診察を受け許可を得ること